

「高齢者向け住宅 せせらぎ」

生活支援サービス契約書

社会福祉法人至誠学舎立川（以下「甲」という）と、_____（以下「乙」という）とは、賃貸借の目的である「高齢者向け住宅 せせらぎ」における生活支援サービス（以下「本件サービス」という）の提供について、次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対して本件サービスを提供することを約し、乙は、本件サービスの対価として第3条のサービス料金を甲に支払うことを約する。

第2条（本件サービス）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載する。

第3条（サービス料金）

1. 「基本サービス（状況把握（安否確認）、生活相談、緊急時対応）の料金は月額金 ※ _____（円）（税込）とする。入退去時に限り1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とする。入院及び旅行などで不在の場合は、1か月の基本サービス料金を支払うこととする。（※一般：30,000円 生活保護：10,000円）

2. 選択サービスについては、掛かる費用を実費負担とする。

第4条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができる。

第5条（有効期限）

本契約の有効期限は、入居契約と同一とし、事由の如何を問わず入居契約が終了したときは、本契約も終了する。

第6条（事業者からの契約解除）

1. 甲は、乙の行動が他居住者の生活に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常

の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができる。

2. 前項の場合、事業所は次の手続きを行う。

- ① 一定の観察期間をおくこと。
- ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聞くこと。
- ③ 契約解除の通告について、一か月の予告期間をおくこと。
- ④ 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。

3. 甲は、乙の正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがある。

第7条（乙からの解約）

1. 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から30日分のサービス利用料（本契約の解約後のサービス利用料相当額を含む）を甲に支払う事により、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

第8条（秘密保持）

1. 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等の関する秘密を第三者に漏らすことを禁じ、この守秘義務は、契約終了後も同様とする。
2. 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとする。

第9条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講ずる。

第10条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償する。

第11条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応する。

相談窓口：「至誠ホーム利用者相談委員会」（担当職員）

電話 042-527-0374

FAX 042-527-2646

受付時間 午前10時～午後4時（月曜日～金曜日）

第12条（連帯保証人）

連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

2 前項の丙の負担極度額は、月額生活支援サービス費の10か月分とする。

記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

3 丙が負担する債務の元本は、乙が死亡したときに、確定するものとする。

4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

第13条（緊急連絡先の指定）

乙は、乙の病気、死亡等に備えて、甲からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行う者として、緊急連絡先となる者を定めることができる。

2 緊急連絡先となる者に支障が生じた場合にあつては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな緊急連絡先となる者を定めることができる。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議して解決する。

第15条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「高齢者向け住宅せせらぎ」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、上記契約を証するため本書に記名押印をする。
また、甲と連帯保証人（丙）は、上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

	年	月	日	
貸主（甲）	住所	東京都立川市錦町6-28-15		
		社会福祉法人至誠学舎立川		
	氏名	常務理事・至誠ホーム長 旭 博之		印
借主（乙）	住所			
	氏名	印		
連帯保証人（丙）	住所			
	氏名	印		
	極度額	<u>月額生活支援サービス費の10か月分</u>		
緊急連絡先	住所			
	氏名	印		